

(案)

常温アスファルト合材単価購入契約書

品名、予定数量及び納入単価

品目	規格	予定数量	単価 (1袋あたり)
全天候型常温合材	粒度5mm以下 15kg/袋	4, 500袋	円

契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日(予定)

納入場所及び納入方法 発注者の指示による

契約保証金 金 円

上記物品の購入について発注者「 福島県 」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって甲の指示する期限内に頭書の物品を甲の指示する場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、甲の指示する期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けたときは乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、必要と認めたときは、随時納入物品の品質検査をすることができる。なお、検査に要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額

を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した金額(当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は、納品書を納品の都度、また、各月毎の納品済数量について請求書を翌月の10日までに、甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

3 前項の支払請求書は、第3条第4項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

4 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

5 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額(円未満切捨て)に消費税及び地方消費税を加算して得た金額(円未満切捨て)とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると
き。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する
ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方とし
ていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれ
に従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関
係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当
する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部
分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたと
きは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙
の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行
不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定
により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）
の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）
の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長
があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初
の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受
理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した
額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若し
くはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、
甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。こ
の場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、譲渡
し、継承させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否か
を問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなけれ
ばならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定
に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に

当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金又は賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）

第16条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

（市場価格の変動等に基づく契約の変更）

第17条 甲又は乙は、契約期間中に市場価格の激変等予期できなかった異常な事由の発生により、契約単価が著しく不適当となったときは、相手方に対して契約単価又は給付の内容の変更を求めることができる。

（代表者変更の届出）

第18条 乙が代表者の名義を変更したときは、遅滞なく名義変更に係る履歴事項全部証明書又は写し、若しくはこれを証する書面を添えて、甲に届けなければならない。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 氏 名 福島県

福島県県南建設事務所長

印

乙 住 所

氏 名

印